令和７年度後期

きらり自主講座

講師募集

きらり自主講座は、サークルの立ち上げを目標としたプレ講座です。「特技や知識を使って指導してみたい」という方は、ぜひこの講座をご利用ください。同じ趣味を楽しむ仲間を集い、サークルを作って生きがいづくりをしませんか。

◎募集期間　　　　令和**７**年６月３日（火）～６月２２日（**日**）

◎開設期間　　　　令和７年１０月１日(水)～令和８年２月２８日(土)

◎応募方法　　　　「開設計画書」及び「受講者募集チラシ」を期限までに提出してください。なお、提出された「受講者募集チラシ」はそのまま使用します。誤字脱字の無いようご注意ください。

　　応募書類は、生涯学習センターきらり、働く婦人の家、青少年ホーム

及び図書館に置いてあります。また、ホリモク生涯学習センターきらり

のホームページからも印刷できます。

◎提出先　　　　北方町ホリモク生涯学習センターきらり

 　 岐阜県本巣郡北方町北方1857番地

　　　　 　ＴＥＬ：０５８－３２０－２２００

Mail：syogai@town.gifu-kitagata.lg.jp

きらり自主講座講師募集要項

**《目的》**

　講師と受講生による主体的で自主的な運営により、継続的に生涯学習を担う人材の養成を図ると共にサークル等へ進展し、住民の生涯学習の推進に寄与することを目的とします。

**《講座の内容》**

講座の内容は、教育、文化、芸術、スポーツ、趣味、娯楽、家庭生活、健康などをテーマにします。

但し、以下の講座は禁止します。

1. 営利を目的とする講座
2. 特定の政治団体の利害に関する講座
3. 特定の宗教を支持、又は特定の教派宗派もしくは教団を支持する講座
4. 特定団体の普及・宣伝・勧誘活動を意図する講座
5. 生涯学習と認められない講座

※開設が決定した講座であっても、受講者募集中又は講座開催中に禁止事項に抵触すると判断した場合は講座を中止していただく場合があります。

※途中で講座が中止となった場合、受講料を受講者に返金していただく場合があります。

**《応募条件》**

1. サークルの講師を目指す人。
2. 講座開設計画書及び自作の受講者募集チラシを期限までに提出できる人。(メール可)
3. 前年度までに３年連続で当講座を開設していない、又は、講師の経験がない人。

**《開設場所》**

ホリモク生涯学習センターきらり、広域働く婦人の家、広域勤労青少年ホームなどの町公共施設に限ります。

**《講座日程》**

前期又は後期の半期で３回以上８回まで。日程は講座開設計画書に記入してください。施設の使用状況により取れない場合がありますので、早めの申請がおすすめです。

**《受講者の定員及び募集対象等》**

５～２０人程度。北方町在住・在勤・在学の方に限ります。

講座開始日（初回）の１週間前が申込締切日です。また、応募者が５人未満の場合は相談のうえ休開講を決定します。なお、応募者が無い場合は休講とします。

**《受講料など》**

受講料は、講座１回につき１人３００円

（例）８回講座の受講料：３００円×８回＝２，４００円

　講座初回時に全ての回数分の受講料を徴収してください。

　材料費（材料費・教材費・テキスト代等）が必要な場合は、受講料と一緒に徴収してください。また、講座開設計画書に用途と金額を明示してください。

**《開設可否》**

開設できる講座は、講師１人あたり１講座です。講座開設計画書の提出から2週間程度で通知します。

**《支援の内容》**

開設される講座については、以下の支援を行います。

1. 町広報誌による受講者募集
2. 開催場所の施設利用料無料
3. 受講者募集の受付

**《実施報告書の提出》**

全講座終了後８日以内に「講座実施報告書」を作成し、北方町ホリモク生涯学習センターきらりへ提出してください。（メール・郵送可）

**《講座終了後の活動展開》**

受講者と共に継続したサークル活動を目指してください。

**《サークルの定義》**

　同じ事柄についての興味や趣味を持つ人々が集まって学習や鑑賞などを行うこと。メンバー主体の継続的な活動であること。